

(要約)

パリ講和会議と「センシティブ・パートナー」日本 -理念的外交としての人種平等提案-

江子正

本研究は、パリ講和会議における人種平等提案の関連史実、特にこれまでの研究で明らかにされていない点や議論・分析が不十分な点を明らかにした。

序章では、本研究が扱う人種平等提案について議論を展開した。人種差別は今日に至るまで国際社会の重要な課題であり続けている。第二次世界大戦はその頂点をなす時期といえるが、戦後、人々は人種差別のもたらす破壊的な力を認識しはじめ、国際連合憲章における人種平等理念の明記を追求した。しかし、人類がこの問題の解決を試みたのは、これが初めてではない。第一次世界大戦の終結後、日本は人種平等提案を提出したが、最終的にはアングロサクソン諸国によって否決された。

本稿では、日本が行った人種平等提案を理念的外交として位置づけた。日本が利他主義的な動機からこれを行ったとは言い難く、同時代の日本の行動には普遍主義の理念と矛盾する点が多々見られる（部落差別、朝鮮半島や台湾における植民地政策、中国への侵略やアジア人差別など）。しかしながら、人種平等提案そのものは、その中身からして普遍主義的な提案であったといえる。提案の背景には、世界秩序における構造的な人種差別への強い不満が存在していたと考えられる。ただし、自らへ反省が著しく不足していたことにより、この提案は、「センシティブ・パートナー」としての日本が、白人列強主導の世界秩序に対する不満を表明するための提案となった。序章第二節では、先行研究の状況について紹介した。戦後日本はGHQによる改造の結果、政治や経済の民主化において大きな進展を遂げた一方で、アングロサクソン人に不利な思想を警戒する傾向が見られた。そのため、多くの研究が人種平等提案を批判的に捉えるか、あるいは評価を避ける立場を取ってきた。一方で、このような過剰反応に対する反動として、右翼勢力は人種平等提案を過度に賛美し、日本の限界や東アジアでの過ちを無視しながら、人種平等提案の事実を太平洋戦争の美化に利用する動きも見られた。本稿は、こうした偏った視点を排し、公平な立場から人種平等提案の歴史的評価を試みることを目指した。分析にあたっては、予め特定の結論に立つのではなく、実証的に検討を進める方針を取った。第三節は、本研究で使用した主要な史料について紹介をした。

本文第一部では、パリ講和会議が開かれる以前における人種平等提案に関する前史を実証的に解明した。具体的には、第一章は日本国内の政治的視点から、人種平等提案がどのように形成されたかを論じ、第二章は英米が会議直前にそれぞれ人種問題についてどのように対応したのかを扱った。イギリスが植民地問題を理由に、第一次世界大戦終結以前から人種平等提案、特に同盟国である日本による提案に反対・警戒していた経緯を明らかにした。また、アメリカのウィルソン大統領が国際連盟規約において人種平等条項を積極的に推進していたが、これがイギリスによってどのように拒絶されたかについても論じた。第一章第一節では、先行研究における人種平等提案の背景に関する議論を整理し、それに基づいて本研究の視点を提示した。まず、先行研究では、長期的背景として移民問題が取り上げられてきた。一部の研究は、日本人移民が海外で排斥され差別を受けたことが、日本が人種平等提案を提出した主因であると主張した。一方で、他の研究はこれに反対し、移民問題と人種平等提案は無関係であるとした。本研究では、このような二元論を否定し、移民問題は人種差別の一つの表現形態に過ぎないと考えた。人種平等提案は人種差別理念全般を対象としており、その中に移民排斥問題も含まれた。しかし、列強に内政干渉と見なされる可能性があるため、日本が移民問題解決を正面に掲げるのは難しかったと結論付けた。したがって、人種平等提案の長期的背景を理解する際には、移民問題や西洋における黄禍論にとどまらず、明治維新以降の日本の総目標、すなわち西洋列強との全面的な平等達成という国家的目標に注目すべきである。この問題は日本の国際的名誉や民族感情に深く関わるものであり、日本は一貫してこれに対して極めて敏感であった。次に、短期的背景については、先行研究では、一九一八年十一月

十三日の臨時外交調査会での内田外相案から議論を開始することが多いが、それ以前の検討は十分になされていなかった。人種平等提案がどのようにして生まれたのかを解明するためには、単に移民問題を指摘するだけでは不十分であり、内田案以降の出来事に限定される議論にも限界がある。本研究では、中期的背景の不足を補完するとともに、短期的背景についても、提案が臨時外交調査会で初めて生まれたのではなく、さらに遡る必要があることを指摘した。第二節では、第一次世界大戦勃発以降の日本の世論における人種問題に関する議論を検討した。多くの知識人は、第一次世界大戦が世界の人種問題に大きな影響を与えていると考えていた。しかし、その影響が改善につながるのか、あるいは悪化するのかについては意見が分かれていた。むしろ、多くの人々は人種差別の問題が一層深刻化すると考え、さらには、宗教問題と人種問題が戦後の東西対立の根本的な要因となると予測する者さえいた。このような議論は、日本政府内の一部の重要な政治家によっても注目され、議論の対象となった。こうした世論の動きは、戦後日本が人種問題の解決を提案すべきであるという声を自然に形成させたと言える。この背景には、国内外の情勢に対する日本の敏感な反応があり、政府と知識人層との間に一定の相互作用があったことがうかがえる。第三節では、一九一八年、すなわちウィルソンの十四カ条演説が発表され、国際連盟の構想が浮上した後の状況を論じた。長年にわたり人種問題を研究してきた石井菊次郎が自主的にエドワード・M・ハウスと夏季に行った会談は、日本の人種平等提案が対外的に本格化する出発点と位置づけられる。この会談はハウスに強い印象を与えたとされ、後にパリ講和会議の交渉過程でハウスが最初にこの会談を想起し、「自分の態度は全く変わっていない」と述べたことから、その影響の大きさがうかがえる。同時期、日本国内の世論にも顕著な変化が見られた。日本が国際連盟において人種平等の理念に基づく明文化された約束を提案すべきだという議論が次第に頻繁になり、特に十月末にはこれが世論の主流となった。このような背景の下、外務省政務局が主導する第二次講和準備委員会は、世論におけるこれらの主張を調査した。この時期、吉野作造と近衛文麿は人種問題について異なる立場から議論を行い、それぞれが代表的な見解を示した。吉野の議論が自由主義的かつ理念的な視点を強調した一方で、近衛の見解はより現実的な国際政治の文脈に基づいていた。この対照的な議論は、当時の日本における人種平等提案をめぐる思考の幅広さを象徴していると言える。第四節では、世論から再びハイポリティックス的な視点に焦点を移し、外務省が国際連盟に関する対応策をどのように策定したかを論じた。まず、第一次世界大戦初期に遡り、山県有朋と原敬がすでに戦後日本が人種問題で大きな課題に直面するだろうと予測していたことを指摘した。その上で、日本は一九一六年に日独戦役講和準備委員会を設置し、大戦後の講和準備に取り組んだ。この委員会では、移民問題や国民待遇の保障、そしてそれらのヨーロッパ外交史における先例について調査が行われたが、人種平等提案を日本が提出すべきであるという明確な痕跡は見られなかった。大きな転機は、ウィルソンが十四カ条の原則を発表した後に訪れた。外務次官幣原喜重郎は、国際連盟や多国間外交の形式に対して消極的な態度を示した。彼は、国際連盟の設立を可能な限り避けるべき考えを外務省の会合で示し、講和会議では大勢順応の方針で議論を進めるべきだと主張した。こうした背景の下、外務省主導による第二次講和準備委員会が設立され、膨大な新聞資料が調査の対象となった。この調査の中で、特に注目されたのは、内田外務大臣と原敬首相の発言である。内田は、「武士道」を体現する日本と「紳士道」を重んじる西洋諸国の間の不信や猜疑を解消し、より平等な関係を築く必要性を主張した。その意見は与党機関紙『政友』に掲載された。一方、原は『国民新聞』で戦後の新思想を歓迎する見解を述べたが、その中で示されたドイツへの同情的な論調は、外務省政務局第一課長の小村欣一をはじめとする官僚たちによって速やかに封印された。このように、外務省内部では人種平等提案を含む戦後の国際問題に対して、微妙な力学が働いていたことがうかがえる。第五節では、外務省政務局第一課長（アジア問題担当）である小村欣一が人種平等提案をどのように起草したかに焦点を当てた。小村欣一に関する先行研究は依然として少ないため、本節ではその詳細な人物像と活動内容を紹介した。特に注目すべきは、小村が一九一八年夏頃から強く主張していた日本外交刷新論の内容である。この刷新論は、小村の自己反省力と国際政治の新潮流に対する敏感さに基づくものであり、また国民世論を非常に重視していた点が特徴的である。これには、父親である小村寿太郎が日露戦争の講和交渉において国民世論の支持を得られず失敗した経験、とりわけ日比谷公園

焼き討ち事件の影響が色濃く反映されていると考えられる。小村欣一は新聞への投稿のみならず、パリ講和会議の開始前後に人種平等提案に関する五つの文書を外務省に提出した。これらの文書では、日本が人種平等提案を提起する必要性について詳細に論じるとともに、日本の外交政策の刷新を要請していた。しかし、政府が採用したのは人種平等提案に限られ、外交政策の刷新については顧みられなかったため、小村は強く批判した。さらに、政府が幣原外務次官の国際連盟の大勢に順応する方針を継続したことも、小村にとっては問題であった。彼は、こうした方針が国際社会に対し、日本の人種平等提案が利己的な動機に基づいているとの疑念を強め、逆に日本への不信感を助長する結果になると激しく批判した。このように、小村欣一の主張と活動は人種平等提案の理念的外交としての要素を深く支えつつも、政府方針との軋轢を浮き彫りにするものだったと言える。第二章では、パリ講和会議が開かれる以前の英米両国における人種問題の動向を検討した。第一節では、まず広く知られている歴史的背景を確認した。近代史は、本質的には西洋白人帝国が台頭し、国際秩序を主導した時代であると言える。いわゆる帝国主義の時代における列強の争いは、主に有色人種を主体とする植民地の支配をめぐるものであり、その過程で有色人種はモノ化され、差別されてきた。第一次世界大戦においても、この状況は改善されるどころか、むしろ深刻化したと言える。宗主国の戦争に参加し、協力した有色人種の兵士たちでさえ、制度化された露骨な差別を受けつづけたのである。こうした背景を考えると、島津直子が主張した、イギリスは日本の人種平等提案に反対する理由がない、とする論調は明らかに誤りである。イギリスは白人列強の中でも特に人種差別が深刻で構造的な問題として根付いていた国家であり、この点を見過ごしてはいけない。実際、多くの人種平等提案に関する先行研究では、このイギリスの人種差別問題を軽視するか、少なくとも弱めて論じる傾向が見られる。その代わりに、議論の焦点はアメリカによる反対への批判に過度に偏っている。この節では、こうした研究の偏向を是正し、イギリスが人種平等提案に強く反対した背景をより明確に位置づけた。第二節では、一九一八年に開催された帝国戦争会議を詳細に考察した。会議では、イギリスが自治領および植民地諸国との間で、インド人移民の待遇について議論を行った。その結果、インド人の待遇にごくわずかな改善がなされたが、その背景には別の意図が存在していたことが史料から明らかになった。つまり、イギリス側は既にパリ講和会議で日本が人種問題を提起する可能性を予見していた。この予見は日本国内の世論を参考にしたものであり、人種平等提案が世論の中で自然に形成され、その後政府によって吸収され提案に至ったという歴史的事実を裏付けるものである。イギリスはこの状況を踏まえ、インド人移民の待遇改善に関する決議を、日本の人種平等提案に対抗するための防衛線として位置づけたのである。このように、帝国戦争会議は表面的には植民地政策の調整を目的としていたが、その裏側では日本が提起する人種問題に関する国際的な議論への備えが進められていた。この会議の決定は、パリ講和会議におけるイギリスの対アジア戦略の立場を理解する上で重要な鍵となると言える。第三節では、国際連盟規約草案の人種・宗教に関する英米の対立に注目した。ウィルソン大統領は、自らが起草した複数の国際連盟規約草案において、人種間の平等な待遇や宗教の自由に関する条項を盛り込んでいた。しかし、これらの条項はイギリス側、特に国際連盟規約問題を担当していたPIDの主要メンバーであるパーシーらの強い反対を受けた。最終的に、英米関係を重視し、英米の統一戦線を優先するハウスの説得により、ウィルソンは自らの草案を断念せざるを得なくなった。その結果ウィルソンが採用したのは、英米共同で作成した「ハースト・ミラー案」として知られる規約草案であった。従来の国際連盟に関する研究の多くは、このハースト・ミラー案以降の議論に重点を置いており、初期の規約案における人種問題に関する条項を取り上げる研究はほとんど存在しなかった。本節は、この研究の空白を埋めるものであり、国際連盟規約における人種平等問題に新たな視点を提供した。さらに、この事実は、後の連盟委員会でも同じように、ウィルソン自身が人種平等提案を独自の動機で否決したわけではなく、むしろイギリスの影響を受けてそのような決定を下したことを間接的に示している。この点は、これまでアメリカが人種平等提案の否決において主要な責任を負っているとされてきた従来の認識を再考する重要な材料となる。

第二部では、パリ講和会議における人種平等提案の交渉を中心に分析した。既存の先行研究で言及されている交渉の部分についても、これまで詳しく論じられてこなかった歴史的細部を具体化し、新たな

視点を加えて論じた。さらに、本部ではこれまでの研究ではほとんど扱われてこなかった全く新しい論点に焦点を当てた。例えば、日本の人種平等提案がどのように、誰によって「ネーション平等提案」へと変質していったのか、そのプロセスと背景を掘り下げた。また、英米代表团内部で日本の提案がどのように議論され、評価されていたのかも検討した。更に、四月十一日の国際連盟委員会で、ウィルソン大統領が日本の提案に対して行使した否決権（VETO）の合法性および国際機関の歴史における初めての事例であることに照らした評価などについて、具体的な会議記録や証言に基づいて検討した。これらの新たな論点を探ることで、本部は先行研究が見落としてきた人種平等提案の交渉過程の全貌を再構築し、その歴史的評価に新たな貢献を試みた。第一章では、人種平等提案の交渉における最初の段階を分析した。その中でも第一節は、二月十三日の国際連盟委員会が開かれる前に行われた水面下の交渉に焦点を当てた。この日は日本が初めて人種平等提案を公に提出する日であった。牧野伸顕は、一月二十二日に国際連盟に対する態度表明を留保することを求める発言を行い、欧米諸国の間で日本の意図に対する疑念と不信を引き起こした。しかし、牧野の発言は、政府の訓令に則って、国際連盟の設立が現実的に見込まれる状況を待ち、それまでは人種平等提案を提出しないという戦略に基づくものだったと解釈されるべきである。日本代表団のこの「敏感」でありながら「消極的」に見える態度は、「サイレント・パートナー」と揶揄される原因を早期に生み出したと言える。牧野ら日本代表は、以後非公式の場でアメリカ、特にハウスとの交渉を開始した。この交渉において、ハウスは人種平等提案に同意し、ウィルソンも同意を表明した。その後ハウスの病気のため交渉は一時中断されたものの、ハウスは間もなく人種平等提案についてイギリスとの真剣交渉を開始した。日本の提案をめぐる英米間の交渉において、バルフォアは、人種差別主義者としての本質を明白に露呈させた。一方で、ハウスは依然として建設的な解決策を模索し、ミラーに対し、イギリス側が受け入れ可能な妥協案の作成を命じた。しかし、イギリスは依然として、人種問題や宗教問題は国際連盟規約に含むべきではないとする公式見解を崩さなかった。このイギリスの姿勢は、自国の利益を守るための計算によるものであり、理性主義的な議論に基づくものでは全くなかった。第二節では、二月十三日に日本が国際連盟委員会で初めて人種平等提案を正式に提出した過程について分析した。まず、国際連盟規約における宗教条項の位置づけを紹介した。この条項は「掛け針」として利用され、人種平等提案は宗教自由条項を補完する形で提案された。宗教条項については第一部で既に触れたように、ウィルソン大統領がユダヤ人問題を重視して特に強調していた条項である。また、カトリック国家であるポルトガルもこの提案に非常に注目していた。宗教条項の審議に入ると、フランスは反対せず、イギリスは基本的に同意を示した。ポルトガルは宗教だけでなく、人種差別も紛争の原因の一つであると指摘したところ、牧野伸顕はこのタイミングを機会として、人種平等提案を提出した。牧野は長い演説を行ったが、その後、イギリスが最初に反対を表明した。ギリシャは人種条項と宗教条項の両方が不適切である可能性を示唆し、ポルトガルは宗教条項が削除される可能性に対して強い不満を示した。続いて、ベルギーが日本の提案に反対を表明した一方、フランス、ルーマニア、チェコスロバキア、中国の代表は提案に賛同した。しかし、最終的には宗教条項と人種平等提案の双方が規約から削除される結果となった。この結果は、宗教自由の問題と人種平等の問題が深く絡み合いながらも、いずれも解決されなかったことを示している。第二章では、人種平等提案の交渉における第二段階、すなわち本提案が二月十三日に初めて否決された後から、四月十一日に再び提出されるまでの期間に焦点を当て、交渉過程を具体的に分析した。第一節では、まず日本国内における代表団に対する批判の声を紹介した。この批判は主に臨時外交調査会から発せられたものであり、特に代表団の交渉の不利に対する不満が含まれていた。ただし、これらの反対意見は限定的であり、政府の基本方針には大きな影響を及ぼさなかった。次に、世論の動向について取り上げた。人種差別期成大会などの組織が民間における強硬派の意見を代表しており、とりわけ、「人種平等が規定されない国際連盟には日本は参加すべきでない」との主張が強く展開された。また、国会では政府の外交方針に関する質疑が行われ、この中で代表団が国際連盟委員会に人種平等提案を提出した可能性について初めて民間に知られるようになった。しかし、政府はこの問題について一貫して明確な答弁を避けた。一方、海外ではウィルソン大統領が一時帰国したことにより、駐米大使である石井菊次郎が独自の判断で一連の努力を行った。

彼はアメリカの世論に対して、日本の人種平等提案を理解してもらうための働きかけを積極的に行い、提案の意義を伝えることで、アメリカ国内の支持を得ることを試みた。この節は、日本国内外における人種平等提案をめぐる動きが、政府と世論、さらには国会の反応という複合的な要素によって展開されたことを示した。第二節では、日本とイギリスの各自治領が人種平等提案について妥協し、コンセンサスを模索した過程を分析した。この過程において、特にオーストラリア首相ビリー・ヒューズの反対が顕著となり、日本の提案に対する最大の障害となった。この期間、ハウスは引き続き日本と協力し、提案の修正を通じてオーストラリア側の譲歩を引き出そうと試みた。具体的には、提案を国際連盟規約の本文から前文に移す案や、「平等」に関する表現を削除する案を検討した。牧野伸顕は前者を受け入れたものの、後者については譲歩できないと判断した。イギリス代表団が宿泊するホテルマジェスティックでの会談では、各国代表が一定の妥協案を模索する姿勢を見せたが、オーストラリアのヒューズ首相だけは強硬に反対を続け、会談途中で退場する事態となった。この時期、ポーランド代表は非公式にイギリスに対して日本の提案を支持しない意向を予告した一方で、中国は引き続き日本を支持する姿勢を表明していた。このような状況下で、日本は人種平等提案を「ネイション平等提案」に修正し、スマッツらを通じてオーストラリア側との交渉を継続した。しかし、ヒューズの強硬な反対は最後まで崩れることなく、日本の提案は依然として困難な立場に置かれることとなった。この節では、妥協を通じて合意形成を図ろうとした日本と各自治領の相互作用を明らかにし、交渉が持つ複雑さを浮き彫りにした。第三節では、交渉の最終段階において、ヒューズ首相が妥協する可能性に関する情報を日本が得た経緯について分析した。この妥協案は、国際連盟規約への人種平等提案の挿入を取り下げる代わりに、貿易条件における機会均等に関する条項を条約（Convention）として規定するというもので、相互主義の原則に基づくものであった。これに対して、日本代表団は内部で議論を重ねた結果、この解決案を受け入れることは「絶対に不可能」であるとの結論に達した。日本側の立場としては、オーストラリアの反対を無視する以外に道はないと判断した。一方でスマッツは、オーストラリアが第一次世界大戦において多大な貢献をしたことから、その反対を無視するのは困難であるとの見解を示した。その後、ヒューズはスマッツを通じて新たな妥協案を提示した。つまり、人種平等提案を受け入れる代償として、国際連盟規約の「内政不干涉」の条項に具体例を追加し、移民問題が明確に内政事項に該当することを規定するという内容であった。しかし、日本はこの妥協案についても断固として拒否した。この日本側の強硬な態度は、人種平等提案をめぐる交渉の緊張感が極限に達していたことを物語っている。第四節では、日本が交渉の最終段階において人種平等提案を「ネイション平等提案」へと修正した背景を実証的に検討した。この修正に関しては、先行研究でほとんど議論されておらず、本研究がその空白を補った。実証の結果、この修正案は日本赤十字社の慰問使としてパリ講和会議代表団と同時期に渡欧していた蜷川新が提案したものであることが明らかになった。蜷川の意図は以下の三点にまとめられる。第一に、蜷川は、国際政治における「和平」の意味は「ネイション平等」に等しいと主張した。第二に、人種平等の理念自体は正しいとはいえ、内政干渉に関わる可能性があり、提案としては不適切であると考えた。第三に、ネイション平等の範囲はすべてのネイションではなく、「文明開化されたネイション」間の平等に限定すべきだとした。本研究では、この修正により、人種平等提案は理念的外交から、現実主義的外交へと変質したと評価する。この修正案は、同等の国力を持つ「文明開化したネイション」間の平等を訴える内容であり、結果的には日本だけが利益を得る構造を持っていた。この修正により、提案の実現可能性は高まったが、理念的普遍性が失われ、諸国から共感を集める可能性が低下した。しかし、最終的に日本代表団が採用したのは「ネイション平等」の理念そのもののみであり、蜷川が提案した「同等の国力」や「文明開化」という条件は除外された。この調整により、内政干渉の批判を回避しつつ、人種平等提案から一定の後退が見られものの、理念的外交としての本質は維持されたと考えられる。第五節では、四月十一日に開催された第十五回国際連盟委員会において、日本代表団が人種平等提案を二度目かつ最終的に提出した過程について詳述した。牧野伸顕の演説は、ミラーによって「非常に素晴らしい」と評価され、出席者の間で広く支持を得たという。しかし、イギリス代表のセシル卿は本国政府の指令に従い、渋々ながら反対を表明した。セシル自身は日本の提案に賛同していたが、政府の方針に従わざ

るを得なかったという事情があった。さらに、日本代表団の珍田委員は、日本国内の世論がこの提案を強く支持しており、提案が認められない場合、日本は国際連盟に参加できないと言う声さえあると強く主張し、委員会に圧力をかけた。この場で、イタリア、フランス、ギリシャ、チェコ・スロヴァキアが日本の提案について支持する意向を表明した。一方で、ポーランドは反対を表明したが、中国代表の顧維鈞は、中国が日本の提案を支持することを再び強調した。また、発言しなかった国の中では、ブラジルとユーゴスラビア王国が賛成票を投じた。この頃、アメリカ大統領ウィルソンはかなり動揺したが、ハウスの影響を受けて否決権（VETO）を行使し、日本の提案を否決した。この決定は、その場にいた各国代表の間で議論を呼び、特にフランス代表から強い疑問の声が上がった。この否決により、人種平等提案は国際連盟規約に盛り込まれなかったが、日本の主張と国際社会の反応が交錯する中、交渉は歴史的な節目を迎えたと言える。第四章では、パリ講和会議期間における人種平等提案の最終的な運命を論じた。第一節では、交渉の最終段階における英米代表団の内部会議や非公式のやり取りを分析した。アメリカでは、パリ講和会議において最も重要な決定権を持っていたのはウィルソン大統領と代表のハウスであり、それ以外のメンバーは非主流派と見なされるべきである。しかし、こういった非主流派の人種平等提案に対する見解も注目に値する。まず、ウィリアムズが提案した「人種平等-山東問題交換案」が挙げられる。これは、アメリカが人種問題で日本に譲歩し、その見返りとして山東問題をアメリカおよび中国の意向に沿った形で解決すべきだとするものである。さらに、アメリカ代表団の多くが日本提案への妥協案を探ることに消極的であった一方で、ランシング国務長官は異なる姿勢を示していた。ランシングは、パリ講和会議の期間中、さらには会議が始まる以前から、国際連盟にネーション平等の原則を含めるべきだという強い関心と意欲を持ち続けていた。一方、イギリス代表団の内部会議では、ロイド・ジョージ首相が人種平等提案に直接反対していなかったということが明らかになった。しかし、オーストラリアのヒューズ首相は一貫して人種平等提案へ強硬に反対し、国際連盟問題を労働条約問題と結びつけるべきだと主張していた。この提案には、ニュージーランドのマッセイ首相やイギリスの無任所大臣で労働問題担当のバーンズが強く反対した。さらに、四月二十八日の総会が開催される直前に行われたイギリス代表団の最後の内部会議では、バーンズが人種平等提案への支持を表明した点が注目される。より重要なのは、会議中にインド代表のシンハが、日本が人種平等提案を提出した場合、インドはこれを支持すると明言したことである。これにより、アジアの二大国である中国とインドがそろって日本の人種平等提案を支持する立場を明確にしたということが確認された。この事実は、提案をめぐる議論が国際的な枠組みでどれほど多様で複雑だったかを物語っている。第四章第二節では、四月二十八日に行われたパリ講和会議総会と、ウィルソン大統領による国際連盟規約への最終的な修正について説明した。この修正は否決権（VETO）の問題を含んでおり、人種平等提案と密接に関連していた。総会の前夜、日本代表団は内部会議を開き、翌日の総会で人種平等提案をどのように扱うべきかを議論した。さまざまな意見が交わされる中で、西園寺公望が最終的な判断を下した。その決定は、名を捨てて実を取ると言える方針、すなわち人種平等提案の堅持を正式に放棄しても、国際連盟への参加を優先すべきというものであった。総会当日、ウィルソン大統領は国際連盟規約の第五項目に対する最終的な修正を宣言した。この条項はもともと国際連盟の意思決定に多数決の原則を採用していたが、三月二十二日、英米は日本の人種平等提案に対する執念を予見した時点で、大幅な変更を行った。この時、イギリス代表セシルが「多数決」から「全会一致」への変更を提案し、実質的に否決権（VETO）を制度化した。さらに、アメリカ代表ボンサルは、この否決権の導入が人種平等提案との関連に動機付けられていたことを明確に記録していた。この変更は、国際連盟規約において初めて否決権が明文化された瞬間であり、国際機関の歴史において初の事例を成す。しかし、この重要な事実はこれまでの先行研究では全く注目されてこなかった。本節では、否決権（VETO）が人種平等提案とどのように結びつき、その存在が日本の提案にどのような影響を及ぼしたかを解明し、この歴史的な決定が国際機関に与えた広範な影響を再評価した。

第三部では、人種平等提案と中国との関係について分析した。第一章は研究の意義と先行研究の状況を紹介するものである。中国にとって、第一次世界大戦中最も重要な外交問題は山東問題であり、山東

問題の解決が中国の参戦決定に先立って存在したとする先行研究さえ存在する。そのため、これまでのパリ講和会議に関する研究の多くは、山東問題に焦点を当ててきた。一方で、中国が黄色人種の国家と見なされていたことから、日本の人種平等提案を支持するのは当然だったとする見解もあるが、これは誤りである。中国はパリ講和会議において、山東問題をめぐって日本と鋭く対立していた。この背景を踏まえて、中国の態度を検討することは、日本の理念と実践の間に存在する矛盾を検証する上で有意義である。また、「取引材料説」、すなわち日本が人種平等提案を山東問題解決のための交渉材料として利用したとする主張の真偽を明らかにする鍵ともなる。さらに、中国がパリ講和会議で人種平等提案に賛成票を投じた事実は、中国の外交が当時一定の自立性を持っていたことを示している。これは単なる英米への盲目的な追随ではなく、独自の判断に基づく行動であった。本章はこの点を明らかにすることで、当時の中国外交の特徴と、日中関係の複雑なダイナミズムを再評価する意義がある。第二章では、中国がパリ講和会議で人種平等提案に賛成票を投じた理由を分析した。第一節では、第一次世界大戦以前における中国の人種平等理念に対する見解を考察した。中国は歴史的に多民族国家でありながら、その多民族性はしばしば漢民族を主体とする優越性に依存してきた。特に国民革命以降の中華民国では、「五族共和」を掲げたものの、その中で人種平等の理念には漢民族の指導的地位が含意されていた。しかし、人種平等そのものが中国人にとって受け入れがたい理念であったわけではない。むしろ、中国が警戒していたのは、日本が人種平等提案を足掛かりに「アジア・モンロー主義」を主張する可能性であった。これは、中国が日本の提案を単純に受け入れられない理由の一つである。パリ講和会議以前、中国国内では人種平等に関する二つの異なる声が存在していた。一つは制度的な平等を求める主張であり、この代表例が外交官の顧維鈞である。彼は、法律制度の枠組みの中で平等を実現することを目指していた。もう一つは、思想や理念として人種平等を訴える主張であり、これは左翼知識人を中心としたものであった。この見解は、日本が提出した人種平等提案の内容と実際に非常に近いものであった。このほか、海外に住む華僑や、野党である研究系も類似した主張を展開していた。このように、中国内部では人種平等に関する多様な議論が展開されており、その一部は日本の提案に共鳴する部分を持ちながらも、警戒心を伴う複雑な態度が見られた。この背景を理解することは、中国がパリ講和会議で賛成票を投じた理由を解明する鍵となる。第二節では、政治外交史の観点から、パリ講和会議時期の中国外交を一次史料を用いて検証した。パリ講和会議の時期、中国国内では親日派である段祺瑞が実権を握っていた。しかし、中国の全権代表団内では、親英米派が主導的な地位を占めており、少なくとも親日派は含まれていなかった。このような背景の下、中国代表団は日本の提案に対して特有の立場を取るようになった。日本が二月に国際連盟委員会で人種平等提案を初めて提出した際、中国代表の顧維鈞は、政府からの正式な訓令がないため、最終的な立場は保留する必要があるが、現時点では日本の提案を完全に支持すると述べた。この発言に関して、先行研究は、顧維鈞は日本の提案を重要視していなかったと分析している。しかし、この解釈は完全に誤りである。このような誤解が生じた背景には、先行研究が中国側の一次史料を全く利用していないことが挙げられる。より具体的に言えば、先行研究は、顧維鈞の発言が当時の中国外交における重要な文脈を反映していたにもかかわらず、その文脈を考慮していない。中国側の一次史料や内部情報を基にした分析が欠如しているため、顧維鈞の発言の意図や背景はこれまで十分に理解されていないのである。第三節では、パリ講和会議における中国代表顧維鈞の一連の行動を詳しく分析した。国際連盟委員会で人種平等提案に対する支持を表明した後、顧維鈞はすぐに中国代表団の内部会議でこの問題を報告した。そして、首席全権の陸徴祥に詳細を伝え、陸はこの件を北京政府に報告した。この報告の中で、陸は顧の立場が非常に重要であると強調している。その理由として、顧維鈞の立場はアメリカへ完全に接近するわけでもなく、日本との親近を強調するわけでもないバランスの取れた態度を示し、同時に中国が関心を寄せる「黄白人種平等」の理念を否定しなかったことが挙げられる。本節はさらに、顧維鈞の態度が深く考え抜かれた結果であったことを一次史料に基づき実証した。代表団内部の会議において、顧維鈞は現在の米中関係が良好であることを踏まえ、人種平等を議論する最良の時期ではないとしつつも、人種平等問題は極めて重要であると主張した。この発言は、彼が短期的な外交戦略と長期的な外交理念の両方を考慮して行動していたことを示している。その後、代表団内

部では内争事件と呼ばれる対立が発生し、顧維鈞が国際連盟に関する決定の最終責任者として正式に位置づけられた。この事件により、顧はパリにおける中国外交の中核的存在としての役割を果たすことになった。三月に英米側との面会において、顧維鈞は中国が引き続き日本の提案について支持する意向を伝えた。一方で、顧維鈞は北京政府に対して正式な指示を求めた。北京政府の回答は明確であり、「日本がアジア・モンロー主義を提唱しないことについて確証を得る限り、中国は人種平等提案を支持すべきである」というものであった。こうした経緯を経て、中国は四月十一日の国際連盟委員会で行われた最終投票において、人種平等提案に賛成票を投じた。この投票は、顧維鈞が慎重に考え抜いた外交戦略の結果であり、同時にこの時期の中国外交の一定の自立・自主性を示す象徴的な出来事であった。この節では、顧維鈞の一連の行動を実証的に分析し、中国が人種平等提案に賛成票を投じた背景にある複雑な政治的・外交的力学を解明した。第三章では、否決後の人種平等提案と中国との関係について検討した。第一節は、「取引材料説」の真相に迫るものである。四月二十八日の総会において、日本が人種平等提案を最終的に放棄した際の演説に対し、陸徴祥は強い衝撃を受けた。彼は、人種平等提案が実際には山東問題解決のための取引材料であったのではないかと疑念を抱き、中国側がその点を見抜けなかったと反省した。このような見解は中国国内でも議論され始め、提案の背景に対する不信感が広がった。しかしながら、本研究の分析により、人種平等提案の形成過程は山東問題とは無関係であったことが明らかとなった。人種平等提案は理念的な外交の一環として、日本国内外の世論や外交的課題に基づいて構想されたものであり、その当初の目的は山東問題とは結びついていなかった。ただそれにもかかわらず、日本代表団は交渉の最終段階で人種平等提案を実際に取引材料として活用する動きに出た。問題の核心は、四月二十七日に行われた牧野伸顕とバルフォアの会談にあった。この会談で牧野は、もし人種平等提案と山東問題の両方が失敗すれば、日本は国際連盟に参加することが極めて困難になると述べた。この発言はバルフォアを通じて四頭会議に伝えられ、ウィルソン大統領が最終的に山東問題で日本に妥協する決定を下す要因となった。さらに、バルフォアはこの妥協の意向を総会の前に日本代表団に伝える許可を得た。本研究は、結果として人種平等提案が山東問題の取引材料となったという点で「取引材料説」を認める立場をとる。しかし、本稿は提案の取引材料化が交渉の最終段階での戦略的判断に基づくものであり、それ自体が提案の理念的価値を必ずしも否定するものではないことを指摘した。こうした新たな視点は、人種平等提案の歴史的評価を再考する契機となる。第二節では、中国がパリ講和会議において留保調印を実現できなかった経緯について分析した。この問題は、中国が山東問題を解決できなかった結果として、国内世論の激しい不満を引き起こしたことが背景にある。中国代表団は山東問題に関する条項を認めず、同時にヴェルサイユ条約の他の部分は承認するという形での留保調印を求めた。しかし、六月二十四日、顧維鈞がウィルソン大統領と会談した際、最終的にこの留保調印は拒否された。これにより、山東問題における中国の主張は実現しないことが確定し、国内では強い反発が巻き起こった。これまでの先行研究では、中国代表団が調印をめぐるどのように行動したかに焦点が当てられていたが、中国が留保調印を成功させられなかった根本的な原因には十分な分析が及んでいなかった。本研究では、中国の留保調印が実現しなかった鍵を、牧野伸顕の働きかけにあると指摘した。牧野は、フランス首相クレマンソーとの会談において、列強に対し中国の留保調印を認めないよう説得した。その際、牧野は日本自身も留保を行いたい事項があると示唆し、特に人種平等提案に関する日本の立場を暗に示した。この発言は、列強に中国の留保調印を拒否させる要因となった。牧野の行動は、日本がパリ講和会議の最終段階において、山東問題と人種平等提案のいずれも重要な交渉材料と見なしていたことを物語っている。本節での分析は、牧野が列強と交渉する中で、中国の主張を弱めるために日本の外交戦略をどのように利用したかを明らかにし、中国の留保調印失敗の背景に新たな視点を提供した。

第四章では、人種平等提案と中国との関連性についてさらに深く分析した。第一節は、提案をめぐる日中協力の可能性について分析した。一九一九年五月十四日に行われた北京政府の閣僚会議は、中国外交史上特筆すべき決定を下した。この会議では、欧米諸国の中国に対する好意が口頭にとどまる以上、中国は外交政策を反省し、日本と協力して将来の人種戦争に備えるべきであるとの結論が出された。この決議は、第一次世界大戦後の国際情勢における親日派政府の国際政治観を如実に反映している。この

決議は、中国が欧米列強への期待を捨て、日本と連携することでアジアにおける独自の立場を確立しようとする意志を示した。仮に日本がこの時点で山東問題における野心を放棄し、中国に対して善意を示していれば、アジアの国際秩序は実際の歴史とは異なる方向に進んだ可能性がある。しかし、日本側は、中国との人種平等提案における協力に消極的であり、特に公式外交の場では中国との連携を回避する傾向が顕著であった。この態度は、日本が山東問題やアジア地域における自国の利益を優先していたことを示唆している。一方で、日本国内では、吉野作造をはじめとする知識人が、中国との協力を強調し、公式の外交政策とは異なる意見を発信していた。彼らは、日中協力がアジアの独立と人種平等の理念を推進する鍵であると考えていた。このような知識人の主張は、日本政府の態度とは対照的であり、重要な異なる視点を提供している。実際に、日中が人種平等提案を通じて協力することは、英米にとって極めて警戒すべき事態であった。アジアにおける日中連携は、欧米列強の支配構造を脅かすものと見なされていたからである。このため、英米は日中間の協力が現実化しないよう、間接的に影響を与える動きを見せた。第二節は、人種平等提案と中国に関連する第二次世界大戦後の展開、いわば「その後」について考察した。第二次世界大戦終結後、蒋介石政府は国際社会における人種平等の理念を推進するため、国際連合憲章に人種平等条項を提案することを検討した。特に一九四四年のダンバートン・オークス会議では、この提案を正式に提出する準備が進められた。その際、国連憲章の草案の作成は宋子文と王世杰に任せられ、最終的に三案が完成した。これらの草案は法学者王寵惠によってさらに検討され、その中には人種平等に関する条項が盛り込まれていた。蒋介石は明確な判断を下さず、顧維鈞に意見を求めたが、顧はパリ講和会議における日本の人種平等提案が否決された経験を引き合いに出し、この時点で人種平等提案を提出することは適切でないと述べた。この助言を受け、蒋介石は最終的に人種平等提案を国連憲章に盛り込むことを断念した。その後、一九四五年のサンフランシスコ会議において、顧維鈞は人種平等条項への支持を表明した。さらに、一九四六年の国連第一回総会の第四十八次の総会では、エジプトが提案した人種平等提案に顧は賛成票を投じ、世界はみな兄弟であるという中国古代の熟語を引用した賛成演説を行った。

第四部では、前三部において時系列に沿った叙述をしたため十分に分析できなかった関連問題を取り上げた。まず第一章では、人種平等提案がなぜ失敗したのかを改めて分析した。第一節は、アメリカの立場に焦点を当てた。アメリカには歴史的に人種差別の問題が存在し、ウィルソン大統領自身にも人種差別的な記録が残されている。しかし、ウィルソン大統領はパリ講和会議が始まる前に有色人種の代表団と面会し、人種平等を求める声に対して比較的前向きな姿勢を示していた。さらにユダヤ人によるロビー活動の影響を受け、初期の自身の提案に人種平等条項を盛り込んだ。また、パリでの交渉においても、ウィルソンは日本の提案に対して比較的積極的に対応し、独自の人種平等提案も作成した。一方で、ランシング国務長官は、国際連盟においてネイション平等の原則を明記するべきだと繰り返し主張していた。ハウスの態度については、先行研究では論争があるが、本研究では、ハウスは人種平等提案に関する妥協案や修正案に尽力していたと評価した。ただし、彼が四月十一日にウィルソン大統領に渡したメモが、最終的にウィルソンが提案を否決する決定的な要因となったことも否定できない。アメリカ代表団の中で最も人種問題の解決に反対したのはミラーであり、彼はウィルソンの草案作成の段階から人種問題の議論自体に強く反対していた。アメリカは日本の人種平等提案に対して最大の反対者ではなかったが、日本国内ではアメリカが提案の否決を主導したとの見解が広がり、この認識は戦間期の日米間の不信任感を深める一因となった。第二節では、イギリスおよびその自治領による人種平等提案への反対について検討した。まず、オーストラリアのヒューズ首相は、反日的な立場および人種差別的な思想を持つことで知られていたが、彼が人種平等提案に反対した動機の一つには、パリ講和会議においてイギリスから一定の独立性を獲得しようとする戦略も含まれていた。カナダは、オーストラリアと立場を揃える必要性から反対の立場を取ったが、その背景には、カナダのブリティッシュ・コロンビア州が長年にわたり中国人や日本人移民に対する反対運動を展開していたという事情もあった。イギリス本国の反対について、島津直子の研究はイギリスには人種平等理念に反対する理由がないとする見解を示している。しかし、本研究では実証的に分析を行い、イギリスこそが人種平等理念に最も抵抗する立場を取っ

ていた国家であることを明らかにした。第三節では、日本自身に内在した可能性のある問題について検討した。まず、代表団の人選問題が挙げられる。石井菊次郎を代表団に加えることで、特にアメリカとの交渉においてより有効な成果を得られた可能性を指摘した。また、オーストラリアへの対応が過度に慎重であった点も問題視される。代表団は人種平等提案を最後まで堅持せず、一定の妥協を許容する姿勢を示した。さらに、日本自身の外交政策刷新の不足が、他国の支持を得る妨げとなったと考えられる。特に山東問題への執着は、日本が提案する普遍的な理念との矛盾を露呈させ、多くの国からの共感を得ることが困難となる一因となった。第四節では、他国の立場について考察した。フランスは人種平等提案に対し明確に支持を表明したが、この立場は親日的な背景からではなく、理念的な正当性に基づくものであった。特に、フランス代表が法学者であったことは理性主義的な支持を強化する要因となった。イタリアは日本と同様に準大国としての地位にあり、列強による差別的態度に敏感であったため、提案に共感を示した。ギリシャの支持も特筆すべきであり、ヴェニゼロス代表のカリスマ性と理性的な判断が国際連盟委員会全体に与えた影響は非常に大きいと評価できる。ルーマニアは日本の提案を支持しなかったが、その背景には日本がルーマニアの領土要求を支持しなかったことがあるとされる。また、ブラチアヌ代表は新外交に対し慎重な姿勢を持つ現実主義者であり、その立場が影響したと考えられる。ポーランドは少数の反対国の一つであり、多民族国家としての事情やユダヤ人問題、さらにドモフスキの保守的な政治姿勢が影響を及ぼした。一方、パリ講和会議の参加国ではなかったが、ドイツは日本の人種平等提案に対して大きな同情を示し、列強による日本への対応が次の世界大戦の火種になり得るとの懸念を示唆していた。第二章では、人種平等提案の本質について分析した。第一節では、日本が人種平等提案を提出した背景に、明治維新以降の「西洋列強との平等」という日本の総目標があったことを確認した。同時に、唯名論的視点を借りて、様々な人種平等提案への関与者の見解を分析し、見解の多様性を明らかにした。人種平等提案は、関与する人物や立場によって異なる意味を持つものであり、それぞれの積極性や重視の程度も異なっていた。提案への関与者は、大きく分けて「強い推進派」「推進派」「中立派」に分類でき、人種平等提案はその多面性が特徴として挙げられる。第二節では、本研究が人種平等提案を「理念の外交」として位置づける理由を説明した。本節では、提案が実際の利害関係を超越し、普遍的な価値や理念を追求する外交政策としての性質を持つことに注目した。第三節では、人種平等提案の「その後」として、日本代表団の帰国後に、提案が失敗した理由の分析、提案をめぐる課題や総括を整理した。また、国際連盟の大会前後やワシントン会議の前には、日本国内で再度人種平等提案を提出すべきだとする議論が浮上したことを明らかにした。しかし、この時期に日本の政治は冷静かつ現実主義的な方向へと転じており、提案を「理念の外交」としてではなく、山東問題の取引材料として戦略的に利用する動きも見られた。一方、イギリスも日本が再び人種平等提案を提出する可能性を警戒していた。意味は真逆であるが、この点はイギリスが日本と同様に人種問題に対して敏感であったことを改めて示している。新外交の試金石としての人種平等提案の失敗は、昭和天皇にも深い影響を与えた。この提案が持つ理念の重要性とその挫折は、後の日本外交や国際関係のあり方に多大な示唆を与えるものであった。